

# 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、新座都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I 新座都市計画区域の位置等

新座都市計画区域は、都心から約25km圏、本県の南部に位置しています。  
また、新座都市計画区域に含まれる土地の区域は、新座市の行政区域の全域です。

### 【3・4・1号 保谷朝霞線】

本路線は、新座市畑中二丁目を起点とし、新座市野寺四丁目（都県境）に至る延長約4,440m、幅員20mの幹線街路です。

### 【3・4・2号 東京・小諸バイパス】

本路線は、新座市畑中二丁目を起点とし、新座市大和田三丁目に至る延長約4,060m、幅員18mの幹線街路です。

## II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・3・1号保谷朝霞線については一部区間の幅員を変更することとしました。

## III 変更の理由

3・3・1号保谷朝霞線について、広域的な道路網の形成による交通の円滑化等を図るため、幅員、線形及び3・4・2号東京小諸バイパスとの交差構造を立体交差に変更するものです。

併せて、車線数を4と定めるものです。

また、これに伴い、3・4・2号東京小諸バイパスの一部区間の区域を変更するとともに、名称を改めるものです。

## III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・1号 保谷朝霞線 (3・4・1号 保谷朝霞線)	4,430m (4,440m)	4車線 (一)	27m (20m)	・一部区間の幅員変更 ・一部区間の線形変更 ・延長の変更 ・隅切りの追加 ・車線数の決定
3・4・2号 東京小諸バイパス (3・4・2号 東京・小諸バイパス)	4,060m	—	18m	・一部区間の幅員変更

括弧内は変更前を示す。

## IV 関連する都市計画

なし